

岡山市家庭ごみ組成分析調査業務委託 仕様書

第1章 総 則

第1節 業務策定の目的

本業務は、岡山市（以下、「本市」という。）内の家庭から排出されるごみの組成を調査することにより、資源化物がどの程度混入しているかを確認し、排出実態から見た減量化・リサイクルの可能性を検討する資料とすることを目的に実施するものとする。

第2節 仕様書の適用

本仕様書は、本市が行う「岡山市家庭ごみ組成分析調査業務」に適用するものとする。

第3節 委託名

岡山市家庭ごみ組成分析調査業務委託

第4節 委託期間

契約締結の日から令和8年12月24日（木）までとする。

第5節 業務管理

受託者は、業務管理にあたり、下記事項を遵守しなければならない。

- 1 業務の円滑な推進を図るために、十分な経験を有する技術者を選考し、配置すること。
- 2 専門的な知識と十分な経験を有する管理技術者を定め、業務の全般にわたり、技術的監理を行うこと。
- 3 本市と常に密接な連絡を取り、十分な協議を行い、業務に支障ないようにすること。
- 4 業務途中において、本市が中間報告を求めたときは、直ちに提出すること。
- 5 協議打合せ事項等の協議書を作成し、本市に直ちに提出すること。

第6節 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項は、第三者に漏らしてはならない。

第7節 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たっては、本市の契約約款に定める書類のほか、下記書類を提出するものとする。

- 1 委託業務着手届
- 2 業務責任者届
- 3 工程表
- 4 完了届
- 5 納品書
- 6 その他必要な書類

第8節 引き渡し

受託者は、業務完了後、所定の手続きを経て本市の検査を受けるものとし、本業務は本市の検査の合格をもって完了するものとする。

第9節 疑義

受託者は、本業務の仕様書の記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合、速やかに本市と協議し、本市の意向を踏まえて業務を実施すること。

第10節 成果品

成果品は、次のとおりとし、報告書については岡山市ホームページ

(<https://www.city.okayama.jp/harmonia/0000005206.html>) 中の「岡山市家庭ごみ組成分析調査報告書（令和 7 年度）」に準じた内容構成とすること。

家庭ごみ組成分析調査は平成 17 年度より毎年実施していることから、過去の統計と新たにプラスチック資源の組成分類を加え、時系列で比較検証が可能とするグラフの作成も必要である。

そのため、令和 8 年度の調査報告書作成にあたっては、本市と協議しながら進めること。

- | | | | |
|---|--------------------------|-------|------|
| 1 | 岡山市家庭ごみ組成分析調査報告書 本編（カラー） | A 4 版 | 20 部 |
| 2 | 同 概要版（カラー） | A 4 版 | 30 部 |
| 3 | 上記資料データ（PDF・ワード） | CD—R | 1 枚 |

第 2 章 業 務 内 容

第 1 節 調査実施に対する前提条件

1 調査対象物

本調査の対象物は、家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック資源とする。

2 調査実施施設

本調査は、以下に示す施設にて実施するものとする。

岡山市東区浅越 625 番地 浅越最終処分場

3 調査実施日

令和 8 年 10 月 5 日（月）から令和 8 年 10 月 9 日（金）までとし、分類・測定作業については、1 日の作業が午前 9 時から午後 4 時 30 分までに終了できるよう必要な人員を確保して行うこととし、各作業スケジュールについては、事前に本市と協議して決定すること。

4 調査対象物の検体

検体の数は、岡山市東部（3 地区）・岡山市西部（3 地区）それぞれの可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック資源であり、合計で 18 検体である。

岡山市東部・岡山市西部ともにそれぞれ 3 地区から各検体を収集するため、各検体が調査実施施設に搬入される日程については相違する。

なお、「別紙 1 令和 8 年度組成分析収集計画表」では 1 日 3～7 検体を調査し、岡山市東部・岡山市西部の可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチック資源の各検体調査を 1～2 日で完了させ、全ての検体調査は計 4 日間で完了する作業スケジュールを想定している。

5 その他

- ・調査にあたり、受託者は調査開始日の午前 9 時に作業に入れるよう、受託者が用意する作業用テントを風等により倒壊しない措置を講じて設置しておくこと。なお、作業用テント設置場所はアスファルト上であるため、杭打ちは不可とする。
- ・調査開始日前に作業用テントを設置する必要がある場合は、設置日時について本市と協議を行うこと。
- ・一日の業務の終了後には、テントの 4 面ともを天幕にて覆うこと。
- ・調査実施施設の地面はアスファルトのため、ブルーシートを敷くなど調査実施施設をみだりに汚さない措置を講じること。

第 2 節 調査方法

各検体につき、以下の方法にて実施するものとする。

1 調査検体の搬入

紙類やプラスチック類の汚れの状況や、生ごみの排出状況なども調査するため、パッカー車による通常の収集では、収集時にごみ袋の一部が破碎または攪拌されてしまい、調査目的の一部である汚れの状況などが分からなくなることから、本市が所有する軽トラックにより調査検体の収集を行うこととする。

なお、調査検体は、事前に町内会等から了解を得た地区のステーションに排出されたごみを本市の職員が収集し、地区ごとに調査実施施設へ搬入するものとする。

2 袋ごとの重量と容積の計量

調査実施施設へ搬入された調査検体は、排出時の袋に入れた状態で岡山市東部（3地区）・岡山市西部（3地区）それぞれ地区・検体種類が判別できるよう分けられている。

受託者は、それらのうち可燃ごみ及び不燃ごみについて、それぞれ1地区につき150～200kg程度を有料指定袋5種類（大・中・小・特小・超特小）に分類し、また、プラスチック資源については1地区につき3～12kg程度を、3つの地区ごとに分類し、それぞれ一列に並べること。

3 各調査検体の縮分方法

【可燃ごみ・不燃ごみ】

- ①それぞれの地区の有料指定袋の種類ごとに一列に並べられたごみ袋のうち、奇数の位置に並べてある袋を抽出する。
- ②①で抽出した袋の重量の合計が各地区でそれぞれ約70kg程度になるように調整する。
- ③岡山市東部（3地区）の合計重量が約200kgになるように調整する。
- ④岡山市西部（3地区）の合計重量が約200kgになるように調整する。

【プラスチック資源】

- ①それぞれの地区の一列に並べられたごみ袋のうち、奇数の位置に並べてある袋を抽出する。
- ②①で抽出した袋の重量の合計が各地区で約10kg程度になるように調整する。
- ③岡山市東部（3地区）の合計重量が約30kgになるように調整する。
- ④岡山市西部（3地区）の合計重量が約30kgになるように調整する。

上記の方法を採用することにより、収集地域の特性による検体排出状況の偏りを極力少なくする。

なお、一般的に調査検体の縮分を行う場合、一旦ごみ袋からごみを出し、全てのごみを混合攪拌した後、四分法により200kg程度に縮分したごみを組成調査する方法を採用するが、本調査においてこれを採用した場合、汚れの状況確認が困難となるため採用しない。

4 組成調査作業

縮分した検体を可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック資源ごとに展開し、別表に示す項目別に分類し、それぞれ重量と容積を湿ベースで計量するものとする。なお、分類したごみについて、分類種類別に写真撮影を行うこと。分類不能物については、どのような性状であるか簡潔に記録したものを、本市に書面で提出すること。

第3節 報告書の作成

本調査のデータを整理し、分析した後、報告書を作成するものとする。

報告書作成スケジュール

1 速報値について

令和8年10月30日（金）まで

2 原案（初稿）について

速報値の報告から15日以内に受託者側で数値の見直し等を終了した原案をとりまとめたものの提出を初稿とすることとする。

3 校正について

成果品の納品期限（印刷期間）を確保した上で、最終校正の期限を協議すること。校正回数については特に定めはしない。

別表 組成調査項目

	大分類	中分類	小分類	具体例
1	可燃物類 (紙類)	飲料用紙パック (アルミ不使用)	飲料用紙パック (アルミ不使用) 500ml 以上	
2			飲料用紙パック (アルミ不使用) 500ml 未満	
3		ダンボール	ダンボール	
4		新聞紙・チラシ	新聞紙	きれいな新聞紙
5			再利用した新聞紙	水分等を含んだ新聞紙
6			チラシ	きれいなチラシ
7			再利用したチラシ	水分等を含んだチラシ
8		書籍・雑誌類	書籍・雑誌類	教科書、カタログ
9		雑紙	紙箱類	キャラメル箱、紙袋
10			紙包装類	包装紙
11			OA用紙	OA用紙
12			シュレッダーくず	シュレッダーくず
13			その他の雑紙	ダイレクトメール、手紙、はがき等
14		リサイクルできない紙	紙おむつ以外	飲料パック (アルミ使用)、汚れた紙、紙コップ、紙皿、感熱紙、ティッシュペーパー、アルミはく、石鹸の箱
15			紙おむつ	
16	可燃物類 (厨芥類)	食品類	手付かずの食品	手付かずの食品で原形があるもの
17			食べ残し	調理後の食べ残し
18			調理くず	可食部分 使い残した食材など
19				不可食部分 魚の骨、卵の殻など
20		食品以外	食品以外の厨芥類	ティーバッグ等
21	可燃物類 (布類)	リサイクル可能	リサイクルできる布類	Tシャツ、タオル、和服、下着、シーツ
22		リサイクル不可	リサイクルできない布類	汚れた布類、小物、わた入りのもの、毛糸
23	可燃物類 (木・竹・わら)	剪定枝	剪定枝	
24		草	草	
25		その他	その他の木・竹・わら・花	木材、割り箸、鉛筆、わら
26	可燃物類 (ゴム・皮革類)	ゴム・皮革類	ゴム・皮革類	ゴム手袋・皮製の靴・皮靴
27	可燃物類 (プラスチック類)	医療系	在宅医療廃棄物	ビニールバッグ類、チューブ、カテーテル類、注射筒等
28		ゴムを含むもの	ゴムを含むもの	合成樹脂製品、スリッパ、長靴など
29		有料指定袋 (収集)		

	可燃物類	袋)		
30	(プラスチック類)	その他プラスチック類	分別回収対象外プラスチック類 かつ上記以外のプラスチック製品	プラスチック複合製品かつ可燃部分が 全体の大部分を占めるもの(使い捨てライター・ボールペン(インクが残っているもの)・マジックなど)、ビデオテープ、 カセットテープ
31	可燃物類 (その他)	その他可燃物	上記のもの以外	髪の毛・爪・皮膚・かいろう・保冷剤・乾燥剤など
32	不燃物類	金属類	スチール缶	飲料缶・菓子缶・缶詰缶
33			スプレー缶	
34			汚れたスチール缶	
35			アルミ缶	飲料缶
36			汚れたアルミ缶	
37			その他金属類	なべ・食用油缶・ペンキ缶
38		ガラス類	リターナブルびん	ビールびん・一升びん・牛乳びん・コーラびん
39			汚れたリターナブルびん	汚れのひどいもの
40			ワンウェイびん	調味料のびん・インスタントコーヒーの びん・ドリンク剤のびん
41			汚れたワンウェイびん	汚れのひどいもの
42			その他ガラス類	油びん・化粧品びん・汚れたびん・窓ガラス・耐熱ガラス・ガラスコップ
43		その他	陶磁器類	植木鉢・茶碗
44			小型家電製品※	延長コード類含む
45			複合素材	鏡
46			医療系	
47			乾電池	
48			ボタン電池	
49			リチウム蓄電池	充電式及びバッテリーなど
50			水銀入りの体温計・血圧計	
51			蛍光灯	
52	その他	その他不燃物	上記以外のもの	可燃物ではないもの
53	プラスチック類 (分別回収対象)	レジ袋	リサイクルできるレジ袋	きれいな袋
54			リサイクルできないレジ袋	汚れのひどい袋
55		発泡トレイ	リサイクルできる発泡トレイ	食品用のきれいなもの
56			リサイクルできない発泡トレイ	汚れのひどいもの
57		発泡スチロール	リサイクルできる発泡スチロール	きれいなものかつ長さが50cm未満のもの
58			リサイクルできない発泡スチロール	汚れのひどいもの 規格(長さが50cm未満)を満たしていないもの
59		透明トレイ	リサイクルできる透明トレイ	食品用・透明卵パック・弁当がらなど

				で食べかす等除去されたきれいなもの
60	プラスチック類 (分別回収対象)	透明トレイ	リサイクルできない透明トレイ	汚れのひどいもの
				規格（長さが50cm未満・厚みが5mm未満）を満たしていないもの
61		その他のプラ製容器包装	その他のプラ製容器包装でリサイクルできるもの	シャンプー・洗剤・化粧品等容器、薬の容器、おかし・冷凍食品・インスタント食品等の袋、詰め替え用洗剤の袋などで中が洗われているきれいなもの
62				汚れのひどい容器等
			その他のプラ製容器包装でリサイクルできないもの	規格（長さが50cm未満・厚みが5mm未満）を満たしていないもの
63		容器包装以外のプラスチック類	容器包装以外のプラスチック類でリサイクルできるもの	プラスチック製のおもちゃ・除湿剤の容器・脱臭剤の容器・CD・DVD・ストロー・スポンジ・バケツ・洗面器・クリアファイル、ハンガー、レジャーシートなど
64				汚れのひどいもの
			容器包装以外のプラスチック類でリサイクルできないもの	規格（長さが50cm未満・厚みが5mm未満）を満たしていないもの
65	プラスチック類 (分別回収対象外)	ペットボトル	リサイクルできるペットボトル	飲料用・醤油用（きれいなもの）
66				タバコ等が混入したもの ペットボトルのリサイクルマークがないもの
67	選別残渣	選別残渣	選別残渣	回収できないものなど

※なお、小型家電製品については、名称と個数を別に記録すること。